

- 上田市では、太陽光発電事業者の皆さまに、市内における太陽光発電施設の適正な設置・管理を行うためのガイドラインを策定しました。

□ ガイドラインの対象となる施設

●出力50kW以上の事業用の太陽光発電施設(建築物へ設置するものを除く)

- ・分割案件も対象とします。(同一事業者等が、同時期又は近接した時期に、実質的に一体と認められる場所で、複数の発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kW以上となる場合)

□ 事業者の皆さまにお願いしたいこと

1 「立地を避けるべきエリア」、「立地に慎重な検討が必要なエリア」を明示しました。

(レッドエリア)

(イエローエリア)

- ・事業の計画段階(用地選定)では、防災や景観、環境等の多角的な観点から、地域への影響を十分検討してください。
- ・エリアに該当する場合は、立地場所の変更を含め、再検討をお願いします。

2 「適正な導入のために遵守すべき事項」を明示しました。

- ・発電施設の設置にあたり、次の事項を遵守してください。
(1) 発電施設の設置に伴う災害の防止 (2) 良好な景観の形成 (3) 生活環境の保全

「地域住民との合意形成」

- ・事業の実施にあたり、地域に対して、(1) 事前の周知と説明、(2) 十分な協議と合意形成、(3) 理解を得た上での事業実施に努めてください。

3 「市への届出の手続き」

- ・土地に自立して設置されるもので、開発区域の面積が1,000㎡以上、かつ、発電出力が50kW以上の発電設備を設置する場合は、「上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱」(平成27年10月1日、告示第120号)の規定に基づき、市に届出を行ってください。
- ・景観の届出…太陽電池モジュールの面積が合計500㎡を超える場合は、行為の30日前までに、市に届出を行ってください。
(景観条例施行規則の一部改正：平成29年4月1日施行)

4 「設置後の適切な維持管理」

- ・発電施設設置後の維持管理についても、適切な措置を講じてください。
(1) 定期的な保守点検、(2) 管理者の掲示、(3) 敷地内への立入防止、(4) 敷地内の除草及び清掃、(5) 異常気象等発生時の対応に関すること。

5 「事業終了時の適正な撤去・廃棄」

- ・事業が終了した際には、そのまま放置せず、速やかな撤去と適正な処理を行ってください。また、将来の廃棄(撤去、運搬、処分)について、事業計画に位置付け、費用の確保をお願いします。

- ※ 1) 既に工事に着工している発電施設、2) 既に事業を行っている発電施設、3) 出力10kW以上50kW未満の発電施設(建築物へ設置するものを除く。)についても、本ガイドラインの趣旨に沿った対応を行ってください。

【ガイドラインの問合せ・相談窓口は】 上田市 都市建設部 都市計画課
TEL:0268-23-5127 FAX:0268-23-8247 メールアドレス:tosikei@city.ueda.nagano.jp

太陽光発電設備の適正な設置・管理フロー（平成29年4月1日以降）

